



碧南ロータリークラブ週報

第2549回例会 平成23年6月1日(水)

● 会長 奥田 雪雄 ● 幹事 新美 宗和 ● 会場監督 (SAA) 伊藤 正幸

2010-2011年度 国際ロータリーのテーマ

■ 例会日 毎週水曜日 12:30 ■ 例会場 碧南商工会議所ホール
 ■ 事務局 碧南商工会議所内 〒447-8501 愛知県碧南市源氏神明町90
 TEL<0566>41-1100 FAX<0566>48-1100
 ホームページ: <http://www.hekinan-rc.jp/>
 E-mail: info@hekinan-rc.jp



■ 会報委員 新美雅浩・鈴木健三・西脇博正・菅原 優

● 齊 唱

国歌「君が代」
 ロータリーソング「奉仕の理想」

● 四つのテスト唱和

● 本日のメニュー

洋風弁当 とんがり帽子

● 本日のお客様

(社)名古屋運搬機械化協会 部長 杉浦淳夫氏



奥田雪雄会長

会 長 挨 拶

「終を慎むこと始の如くなれば、事を敗ることなし」—物事の終りを、始めたときのように綿密にするなら、およそ失敗ということはないと、老子はいいます。ロータリー会長としての役目も一カ月あまりになりました。この言葉をしっかり肝に銘じ、ゆるみがちな気持ちを初心にかえて心をはきしめてまいりたいと思っております。

毎月の第一水曜日例会は、ロータリアンの誕生日をお祝いする日でもあります。今月もロータリアンの誕生花と花言葉を紹介し、お祝いとしたいと思います。

6月1日 長田和徳くん

誕生花：がくあじさい

花言葉：移り気

気のいいのんびりやさん。「アリとキリギリス」のキリギリスタイプ。もう少し先々のことを考えないと、やがて泣きを見ることがあるかもしれません。

6月17日 鈴木敏弘くん

誕生花：クローバー

花言葉：幸福

幸運の星のもとに生まれた人はほかにもいますが、もって生まれた素直な心で運命を受け入れることができる人です。ひねくれていると幸運が逃げていきますが、あなたなら大丈夫。慢心せずに謙虚な態度を心がけると、幸せが長く続きます。すてきなパートナーと出会え、金銭的にも恵まれます。

6月23日 新海孝司くん

誕生花：たちあおい (ピンク)

花言葉：真の愛情

揺らぐことのない愛を注げる人。愛する人を尊敬し、助けることに喜びを見い出します。その情熱が強すぎて疲れてしまったり、相手もあなたの愛をもてあましてしまうことも。一本調子に愛情を注ぐのではなく、はぐらかしたり、ほかのことに夢中になっているように見せるもの、愛を長続きさせるテクですよ。

6月29日 亀山裕一くん

誕生花：べにばな

花言葉：包容力

飾りけのないあけっぴろげな性格。口が少々悪いのですが、反面うそもつかないので、みんなに信頼され愛されます。

お誕生日おめでとうございます。益々の御活躍を御祈念申し上げます。

幹事報告

- ・他クラブの例会変更等は別紙幹事報告の通りです。
- ・本日例会終了後 201号室にて理事会を開催します。



新美宗和幹事

委員会報告

〈出席奨励委員会〉

総会員数71名(内出席免除者16名の内出席者10名)出席者60名	
出席対象者 60/63名	出席率 95.24%
欠席者11名(病欠者2名)	前々回修正出席率 98.44%

※三週連続出席率100%の場合は記念品を差し上げます。

〈ニコボックス委員会〉

- 鈴木 並生君 安協総会、無事終了しました。ありがとうございました。
- 鈴木 敏弘君 先日、港本町連絡協議会ゴルフコンペに於いて、運にめぐまれ優勝させていただきました。長田会長ありがとうございます。
- 平岩統一郎君 碧南商工会議所通常議員総会、無事終了しました。
- 竹中 誠君 5月26日(木)オイスカ碧南高浜推進協議会総会、会員皆様方のご協力で盛会に終える事ができ、有難うございました。
- 杉浦 栄次君 本日の講師、(社)名古屋運搬機械化協会 部長の杉浦淳夫様を紹介いたします。

〈親睦活動委員会〉

会員誕生日

1日 長田 和徳君 17日 鈴木 敏弘君 23日 新海 孝司君 29日 亀山 裕一君

結婚記念日

4日 杉浦 栄次君・ちづる様 22年 7日 新美 真司君・琢美様 25年(銀婚)

入会記念日

16日 林 俊行君

卓話

「安全教育における労働災害の防止について」

(社)名古屋運搬機械化協会 部長 杉浦 淳夫氏

まず私が勤めております名古屋運搬機械化協会について少しお話をさせていただきます。この協会は、昭和49年に物流機器及びシステムの



杉浦 淳夫氏

振興と労働安全衛生法等に基づく技能講習の実施などを目的に愛知県より認可されました社団法人であります。ご承知の方もおられるかと存じますが、公益法人制度改革というものがあられて、平成25年11月までに公益社団に進むのか、一般社団に進むのか選択を迫られており、現在進行中です。

話を戻しますが、現在は、労働安全衛生法関係の業務が多くなっておりますので、本日は、その労働安全衛生法に関連したお話をさせていただきます。

皆様方よくご存知だと存じますが、まず、労働安全衛生法等の法体系ですが、基に労働安全衛生法があります。これは法律で国会が定めるものです。次に労働安全衛生法施行令があり、これは政令といい内閣が制定する命令です。次いで労働安全衛生規則があり、これは省令といい各省の大臣が制定する命令です。あと、告示・公示があり、これらにより、法令が形成されております。そのほかに通達というものがあります。これは、法令の適正な運営のために、行政内部で出される文書のことをいいます。

その法令の中の政令である労働安全衛生法施行令の中に、「就業制限に係る業務」という項目があります。これは、その業務に就くためには、その車両毎に各種の修了証を取得していないとその業務に就かしてはいけない就いてはいけない仕事となっております。

その「就業制限に係る業務」に就くために技能講習があり、現在約40種類があります。その中のフォークリフト、高所作業車、ショベルローダー等の3種類について私どもの協会が講習を開催しております。

フォークリフトが一番古くから私どもで開催している講習でこの協会が設立した昭和49年より実施しており、既に20万人以上の修了者を輩出しております。そのようなこともありません、フォークリフトを中心とした講習のお話をさせていただきます。先ほどよりお話させていただいております「就業制限に係る業務」必要な技能講習修了証は、フォークリフトでは最大荷重が1トン以上について義務付けられており、1トン未満については、特別教育を必要とする業務として法的には区分されております。1トン以上の運転業務に就く場合には登録教習機関が実施した講習の合格者に発行された修了証が必要となります。私どもは教習機関として愛知労働局に登録しております。また、特別教育につきましては、基本は社内教育で、その実施内容の記録を社内保管しなければならないこととなっております。ただ、技能講習の修了証をもっている者は、1トン未満の車両についても当然運転業務に就くことが出来ますので、当協会のPRになってしまいますが、その意味では、出来ればトン数に関係なく技能講習の修了証をお取りになることをお勧めします。

開催は、愛知県内のみで地区として名古屋・小牧・豊橋・岡崎そしてここ碧南です。当然この碧南地区では皆様方のメンバーであります丸八重整備さんに学科・実技の講師及び会場等で多大なご協力をいただいております。皆様方の会社の方々に私どもにて受講していただいた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。この場をお借りいたしましてお礼申しあげます。学科講習は、大半の方が受講される科目が、荷役・力学・法令の三教科です。私もその内の力学及び法令について最近は少なくなりましたが講義をしております。その中で一番受講者に理解していただきたい点として、使用方法により何故事故が起きるのかということです。例えば、走行しているときに急ハンドルを切るとなぜ横転の危険があるのかとか、最大荷重以上の荷の積載や、荷物・フォークを上へ上げたまま走行すると事故になるとかを事例を交えながら説明しております。また、実技講習では、一番に指差呼称を指導しております。常に指を差し、声を出すことが一番の安全確認だと思っております。講習の中では受講者がどうしてここまで指差呼称しなければならないかと疑問を持つぐらい行っていていただいております。ただ、修了証をお取りになってからの社内のお仕事の中でなかなか実践していただけないようで残念に思っております。講習で行う

ことは、試験に合格することのみの意識ではなく、社内に帰ってからの練習であり、社内で実践していただくよう学科講習の最後などにお話しているのですが。

ここで、簡単な資料ですが、愛知労働局のホームページより抜粋した資料を見てください。まず、死亡者数の推移ですが、近年では平成18年に95名と多いですが平成21年には、愛知労働局管内で昭和22年よりの推計で最小の50名となっております。22年が多少増加して58名ですが産業界の皆様方のご努力もあり、減少傾向にあります。この表に出ていませんが、その死亡原因の一番が交通事故となっております。フォークリフトが起因の死亡災害は、下の表を見ていただいたとおり、年2件前後です。その災害状況を見えますと、走行中の安全確認をしていない点と、変な態勢でリフトに乗り込もうとしておきているのが特徴としてあります。昔から、物的な災害が2割、人的な災害が8割とよく言われておりますが、現在は、車両の健康診断をしっかり行われている関係もあり大半が人的災害ではないかと思われれます。そういう面からも、安全教育により労働災害に防止することができると思います。

次に、技能講習ではありませんが、今車両の健康診断によって物的災害が減少していることに触れましたが、その件について多少お話させていただきます。実は、私どもの協会は、全国団体であります、建設荷役車両安全技術協会の愛知県支部の業務を受託しております。業務の内容は、建設荷役車両の性能の保持向上とその使用に関する安全確保のための特定及び定期自主検査の推進です。フォークリフト、高所作業車、車両系建設機械は4種類で、整地運搬積込み用及び解体用・基礎工事用・締固め用・コンクリートポンプ車が対象機種となります。これら車両につきましては、1年に一回車両の健康診断として特定自主検査を事業者は必ず実施しなければならないことになっております。その検査は、資格を持った者しか実施できません。その資格者は、事業内と業者があり、事業内は、自社車両のみ実施できる資格です。業者は本人が資格を持っているだけでは他社の車両の検査は出来ません。その会社が厚生労働大臣又は各都道府県労働局長に登録しなければなりません。適正な検査を実施し、車両の不具合で災害が発生しないように産業界にお願いしております。かなり定着してきているのではないかと思います。

以上、技能講習並びに特定自主検査についてご質問などございましたら私どもにお問合せください。

最後になりましたが、昨年猛暑が続き、熱中症が多く発生し、愛知労働局よりリーフレットが発行されておりましたので参考にさせていただければと思ひまして持参いたしました。

ご清聴ありがとうございました。

次回例会案内 平成23年 6月15日 (水)
卓話「魚の名前を覚えぬ36年」
ものづくりセンター所長 長井健生氏 (前碧南水族館館長)